

## 医療基本法に関するアンケート

**質問 1-1 参議院議員選挙における貴党の政権公約、マニフェストに、医療基本法の制定が明記されていますか**

されている。（参議院議員選挙緊急政策の 14 項目以外の政策については、2021 年の衆議院選挙 マニフェスト「れいわニューディール」付属文書を踏襲しており、その中に明記されています。）

**質問 1-2 質問 1-1 の回答が「明記されていない」である場合、その理由を教えてください。**

**質問 1-3 医療基本法に関する貴党の考え方について、自由に記載してください**

精神科医療、ハンセン病（旧らい予防法に基づく）患者に対する隔離・収容、強制治療、優生保護法下の強制不妊手術、違法な子宮摘出等々、医療における人権侵害の歴史の上に立ち、患者が自らの意思で医療を受ける権利、医療現場で患者への権利侵害、医療事故が起きた場合の権利擁護、救済の仕組みをつくります。

同時に、住んでいる地域や経済状態によって、必要な医療へのアクセスが断たれることのないよう、国民皆保険制度を維持し、保険料負担、窓口負担を減らし、国公立病院、公的病院の再編（病床削減・病院統廃合）による地域医療の後退を防ぐ必要があります。

医療政策の決定過程における当事者参画の仕組みづくりなどの環境整備を行います。

**質問 2-1 今回の参議院議員選挙における貴党の政権公約またはマニフェストに、医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進について、記載されていますか**

されている。

**質問 2-2 質問 2-1 の回答が「明記されていない」である場合、その理由を教えてください。**

**質問 2-3 医療政策の決定プロセスへの患者・市民の参画推進に関する党の考えについて、自由に記載してください**

質問 1-3 の回答でも書きましたが、医療における人権侵害・医療過誤等を受けた当事者の意見を反映しない医療政策はあり得ないと考えます。

「我々（当事者）抜きに我々に関することは何も決めるな」（「障害者権利条約」策定過程で、国連の特別委員会に置いて謳われたスローガン）がれいわ新選組の基本方針です。

**質問 3-1 今回の参議院議員選挙における貴党の政権公約、マニフェストに、患者の権利の尊重・擁護について記載されていますか**

されている。

**質問 3-2 質問 3-1 の回答が「明記されていない」である場合、その理由を教えてください**

**質問 3-3 患者の権利の尊重・擁護に関する党の考え方について、自由に記載してください**

質問 1-3 の回答で書いた通り、医療における人権侵害の歴史の反省の上に立ち、患者が自らの意思で医療を受ける権利、医療現場で患者への権利侵害、医療事故が起きた場合の権利擁護、救済の仕組みが必要です。そのために、医療従事者と患者の信頼関係に基づくインフォームド・コンセント、セカンドオピニオンの確保。診療記録・医療情報は患者自身のものであるという原則に立つ、診療記録開示と医療情報保護の法制化。虐待防止法の対象に病院が入っていないが、精神科病院での虐待事案を考慮すると病院を対象に加えること。医療事故調査の拡充・徹底、医療従事者への安全確保のための研修・指導体制の整備。医療従事者の養成課程において、患者の権利・擁護に関する教育を徹底すること。等々の施策が必要と考えます。

**質問 4 わたしたちの医療基本法要綱案フォーラム版に関する貴党の見解を自由に記載してください**

基本的に「医療基本法要綱案フォーラム版」に賛成、支持いたします。

新型コロナウイルスオミクロン株の感染急拡大に、保健・医療体制が追いつかず、自宅療養を余儀なくされ、あるいは保健所が把握せず自己判断で自宅療養をして、容体が急変して亡くなる方が出るなど、深刻な事態を経験いたしました。救えるはずの命が救えないなどということが二度とおきないように、国は適切かつ良質な医療を提供できる体制整備を第一の責務とすべきであり、患者の権利の尊重・擁護のための包括的基本法の必要性が高まっていると考えます。

れいわ新選組としては、医療を受ける中で被害を受けた多様な当事者団体の声をお聞きし、医療提供団体、医療従事者、法律関係者などとも連携し、患者の権利に基づく医療基本法の制定に尽力していきたいと考えております。